
平成25年第4回玖珠町議会臨時会会議録(第1号)

平成25年8月27日(火)

1. 議事日程第1号

平成25年8月27日(火) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第3 議案の上程(議案第53号から議案第55号)
- 第4 町長の提案理由の説明
- 第5 質疑・討論・採決
- 第6 委員会の継続審査の付託について
- 第7 議員発議

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例(案)の制定について

1. 本日の会議に付した事件

平成25年8月27日(火) 午前10時開議(開会)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定(議会運営委員長報告)
- 第3 議案の上程(議案第53号から議案第55号)
- 第4 町長の提案理由の説明
- 第5 質疑・討論・採決
- 第6 委員会の継続審査の付託について
- 第7 議員発議

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例(案)の制定について

出席議員(15名)

1 番 宿 利 忠 明

2 番 大 谷 徹 子

3 番 石 井 龍 文

4 番 廣 澤 俊 幸

5 番 中 川 英 則
 8 番 河 野 博 文
 10番 松 本 義 臣
 12番 宿 利 俊 行
 14番 片 山 博 雅
 16番 高 田 修 治

6 番 尾 方 嗣 男
 9 番 秦 時 雄
 11番 清 藤 一 憲
 13番 藤 本 勝 美
 15番 繁 田 弘 司

欠席議員（1名）

7 番 菅 原 一

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 大 蔵 順 一 議 事 係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平	副 町 長 小 幡 岳 久
教 育 長 秋 吉 徹 成	総 務 課 長 河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長 麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長 藤 林 民 也
税 務 課 長 帆 足 浩 一	福祉保健課長 江 藤 幸 徳
住 民 課 長 衛 藤 善 生	建設水道課長兼 公園整備室長 平 井 正 之
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 木 良 政	商工観光振興 課 長 村 木 賢 二
会計管理者兼 会 計 課 長 本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長 山 本 五十六
教育総務課長 穴 本 芳 雄	学校教育課長 米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長 湯 浅 詩 朗	行 政 係 長 石 井 信 彦

上 程 議 案

議案第53号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定
 について
 議案第54号 玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定について
 議案第55号 平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）

午前10時00分開議（開会）

○議 長（高田修治君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、7 番菅原 一君、所用のため欠席の届け出が提出されております。

ただ今の出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

地方自治法第113条の規定により、平成25年第 4 回玖珠町議会臨時会は成立いたしました。

よって、ここに開会を宣言し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（高田修治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において

6 番 尾 方 嗣 男 君

11番 清 藤 一 憲 君

の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議 長（高田修治君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長松本義臣君。

○議会運営委員長（松本義臣君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果についてご報告をいたします。

平成25年第 4 回玖珠町議会臨時会の開催に当たり、8 月23日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。本臨時会上程されます議案につきまして執行部の出席を求め、概略の説明をいただき、日程並びに議案の取り扱いについて慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、お手元にあらかじめ配付してあります日程表のとおり、本日 8 月27日の 1 日間といたしたいと思います。

本臨時会上程されます議案は、条例の制定案件 2 件と一般会計補正予算案件 1 件の 3 件であります。

なお、本日の臨時会は、議案の性格上、委員会付託を省略し、本日の日程の中で採決までお願いいたします。

どうか本臨時会の意向をご理解いただきまして慎重なるご審議をいただき、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（高田修治君） お諮りします。

ただいま議会運営委員長より委員会協議の結果について報告がありましたが、今臨時会の会期は本8月27日の1日間といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日8月27日の1日間に決定いたしました。

また、議会運営委員長の報告のように、議案3件を上程し、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案3件を上程し、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

日程第3 議案の上程（議案第53号から議案第55号）

○議長（高田修治君） 日程第3、議案の上程を行います。

今臨時会に提出されました議案第53号から議案第55号の3議案について上程いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会に提出されました議案第53号から議案第55号の3議案についてつきましては、一括上程することに決しました。

事務局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（大蔵順一君） それでは、上程議案を朗読いたします。

議案第53号 玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について

議案第54号 玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定について

議案第55号 平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）

以上でございます。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議 長（高田修治君） 日程第４、町長に提案理由及び議案の説明を求めます。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） おはようございます。

塚脇地蔵講を最後に一連の夏の行事も終わり、まさに玖珠町は秋を迎えようとしております。６月定例会以降の行事につきましては、９月定例会でご報告申し上げたいと思います。

改めまして、本日、ここに平成25年第４回玖珠町議会臨時会を取り急ぎ招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本日ご提案申し上げます議案３件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案集をお願いいたします。

議案集の１ページ目をお開きください。

議案第53号は、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、玖珠町職員に関する給与特例減額の内容等を考慮し、特別職の常勤職員及び教育長の給与を減額したいので提出するものでございます。玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例第２条及び附則第７項の規定にかかわらず、同条により定められる別表の額から町長の給料月額を100分の20を減じた額、副町長、教育長の給料月額は100分の10を減じた額とするもので、なお期間につきましては、平成25年９月分から平成26年４月分までとするものでございます。

次に、議案第54号は、玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定についてであります。

議案集の３ページをお開きください。

本案は、平成25年度の地方交付税等の削減状況を勘案し、職員の給料を減額したいので提出するものでございます。期間については、この条例の施行の日から平成26年４月30日までの間において、玖珠町職員の給与に関する条例の適用を受ける職員に対する給料月額を、表のとおり職員の区分に応じ、２％から５％の範囲で減額するものでございます。

次に、議案第55号は、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第２号）についてでございます。

別冊資料をご覧ください。

まず、１ページ目をご覧ください。

平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第２号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,075万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億3,589万9,000円といたすものでございます。

今回の補正の主な内容は、鳥獣被害防止対策事業（防護柵支給）として3,840万円、有害鳥獣被害防止対策事業（電気柵等の整備）といたしまして240万円を計上しております。

２ページ目をお開きください。

歳入歳出予算補正であります。鳥獣被害防止対策を早急に行う事案について予算の計上を行っております。

歳入といたしましては、3ページにあります地方交付税と4ページにあります県支出金がその内容になります。

歳出につきましては、先ほど述べましたとおり、鳥獣被害防止対策を早急に行うため、農林水産業費にその所要額を予算計上しております。農林水産業費につきまして、鳥獣被害防止対策事業の計上により4,075万3,000円の増額としております。補正の後は7億1,487万6,000円となっております。

続きまして、歳入の補正について説明申し上げます。

予算書12ページ目をお開きください。

まず、歳入では、地方交付税県支出金となっております。

11款、1項、1目地方交付税121万2,000円の増額につきましては、事業実施に際して必要な財源を確保するため、一般財源については普通交付税で財源対応するため、追加計上を行うものでございます。

16款、2項、5目農林水産業費県補助金3,954万1,000円の増額につきましては、鳥獣被害防止対策事業による県補助金を計上するものでございます。

次に、歳出であります。13ページをご覧ください。

歳出の補正につきましては、鳥獣被害防止対策事業の資材支給及び有害鳥獣被害防止対策事業の電気柵等の整備などがございます。

6款、2項2目林業振興費に事業実施に伴う工事材料費3,834万2,000円と補助金241万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

以上が一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。

以上、本臨時会に上程いたしました3議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第5 質疑・討論・採決

○議長（高田修治君） 日程第5、これより議案の質疑、討論、採決を行います。

議案集1ページです。

議案第53号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案集 3 ページです。

議案第54号、玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

別冊となっております。

一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） お尋ねしたいのは、今回、鳥獣被害に対して予算を組んでいただいて、稲刈り後、即間に合うということで大変皆さん喜んでおります。

ただ、イノシシと鹿の対策、これで猟友会にいろいろ委託をしているんですかね。猟友会の皆さんに、これは藤本さんじゃありませんけど、聞きましたけど、やっぱり1頭当たりの狩猟単価が非常に安いと。1日かけて一生懸命苦労して、とれるときもあるしとれないときもあると。そういうふうな分の単価について少し増額をするとか、そういったことを考えたことがあるのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 捕獲報償金の件だと思いますが、玖珠町におきましては、県と単価設定を昨年まで同一にしておりました。県がイノシシが8,000円と鹿が1万円。ちょっとイノシシ、8,000円だったと思います。県のほうが2分の1助成をしておきまして、その県の単価に合わせておきまして、他町村におきましては独自に上乘せをしている傾向もございました。昨年12月の補正であったと思いますが、そういうお言葉をいただいて、町のほうも捕獲報償金を2,000円ずつアップしたところでございます。

さらに、町としましては、近々、猟友会の方も高齢化をしておきまして脱会する方も出ております。その大きな要因としてはやはり高齢化、さらには捕獲をするための狩猟免許手続等に結構費用がかかってくるということで、そのときに合わせて町のほうについても、玖珠町におきましては、その手続等の助成もするように昨年からのところでございます。

以上であります。

○議長（高田修治君） 15番繁田弘司君。

○15番（繁田弘司君） 中身につきましてはよくわかりました。

ただ、あれはとれた人には1頭とれば8,000円とか払うわけでしょう。だから1日費やしてとれないこともあると、そういった部分を、例えば個々人にやるんじゃなくて猟友会、その会に対する補

助金制度というのも考えていただきたいと、こういうことをおっしゃっていましたから、ひとつご考慮をお願いしたい。

それから、今度はとった後の処理が大変なんですよ。一見簡単なようですが、イノシシの毛をむしって製品にするには。いつか大谷さんが言いましたジビエ料理じゃありませんけど、そういった部分も、年間通じて鹿とかイノシシが大量にとれるなら、後処理の問題についても一回きちっと本当に検討をしてみる必要もあると思いますから、以上の2点について検討課題として申し伝えておきますので、よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第53号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第54号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 議案第55号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第53号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての案件であります。

反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第54号、玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定についての案件であります。

反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第55号、平成25年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）についての案件であります。

反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（高田修治君） 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 委員会の継続審査の付託について

○議 長（高田修治君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中においてもなお継続審査いたしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中においても議会運営委員会及び各特別委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について継続審査することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、総合運動公園調査検討特別委員会、中学校統合調査・検討特別委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中においても所管事務について継続審査することに決定いたしました。

日程第 7 議員発議

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例（案）の制定について

○議 長（高田修治君） 日程第 7、議員発議を議題といたします。

お手元に配付してあります発議第 3 号が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第 3 号、玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例（案）の制定について、提出者の説明を求めます。

提出者、12 番宿利俊行君。

○ 1 2 番（宿利俊行君）

発議第 3 号

平成25年 8 月27日

玖珠町議会

議 長 高 田 修 治 殿

提出者	玖珠町議会議員	宿 利 俊 行
賛成者	々	菅 原 一
々	々	藤 本 勝 美
々	々	河 野 博 文

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定について

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例

標記の議案について、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条 2 項の規定により提出します。

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定について

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例を次のように定める。

平成25年 8 月27日提出

玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例

玖珠町議会議員の平成25年9月分から平成26年3月分までの間における報酬の額は、玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年玖珠町条例第29号）第2条の規定にかかわらず、同条により定められる別表第1の額から、当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同表に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

（理 由）

平成25年度の地方交付税等の削減状況を勘案するとともに、玖珠町職員に対する給与特例減額の内容を考慮し、議員の報酬を減額したいので提出するものである。

○議長（高田修治君） ただいま提出者から説明がありました。これについて質疑ありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（高田修治君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第3号、玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定について、別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（高田修治君） 起立全員です。

よって、発議第3号、玖珠町議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定については可決されました。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会におきまして、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の特例に関する条例の制定案件、玖珠町職員の給与の特例減額に関する条例の制定案件、平成25年度玖珠町一般会計補正予算案件の3議案につきまして上程いたしました。いずれも速やかなご審議を賜り、ご承認をいただきました。誠にありがとうございます。

今回は、9月1日実施の緊急事案により急な招集となりましたこと、心よりお詫びと感謝を申し上げます。

さて、いよいよ猛暑だった夏も終わりに近づいて、まだ残暑は厳しいものがあります。9月の定例会も控えておりますので、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されますようご祈念申し上げます。

簡単であります。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議 長（高田修治君） 以上をもちまして、平成25年第4回玖珠町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年8月27日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 尾 方 嗣 男

署 名 議 員 清 藤 一 憲